

Def. Doc. 2297

Exh. No.

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者

古

思

三

郎

自分僕我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス。

古思三郎口供書

私、古思三郎は長野縣松本市西埋穂<sup>シミズホ</sup>一一〇番地に在住して居ります。本年三十六才になります。私は大東亜戰爭中、昭和十七年八月六日より昭和二十二年八月十五日迄、蘭領東印度スマトラ東海岸州アサハン分州長<sup>マニラ</sup>として、三年間該地區の軍政全般を擔任し、且、終戰後昭和二十一年四月末引揚迄、アサハン分州タンデヨンバレー市にて、事務整理をやつて居りました。従つてアサハン分州は勿論、東海岸州に於ける軍政の状況及び一般抑留所の實狀を最もよく知つて居る者の一人であります。

一、スマトラに於ける俘虜抑留者に對する一般的取扱

A、俘虜

私が着任致しました當時（昭和十七年八月六日）歐洲人俘虜收容所はメダン附近に在りました。現地人軍人は既に開放されてゐましたがアンボン出身の軍人のみは宗教習慣を異にし且つ職業を持つてゐない關係上コタチヤネに抑留してありました。俘虜の管理はシンガポールの收容所長の指揮を受けて、軍政部とは關係がありませので内部の事は知りません。

B、一般抑留者

抑留者の取扱ひに關する方針は、常に人道と國際法に準據して居りました。

即ち食糧は規定に従つて支給し、強制労働、私的制裁は禁止されであり、處罰は全て法規に照らして行はれ、抑留者の私物は最大に持込が許され、殘留品及び法人財産は敵產管理局に於て所定の手續に依り處理管理されました。

口供の便宜上私の着任當時より終戦迄三期に區分致します。

「第一期」——昭和十七年八月以降十九年三月頃迄

A、該期間は軍政部が抑留所を管理してゐました。其の所在地はメダン市・プラスタギー市・シャンタル市・ビンデエイ市・タンデヨンバレー市等にありました。

2 1、建物は病院、ホテル、教會、民家、歐人住宅一等を使用

2 2、食糧就中主食の配給量は一般住民の配給量を遙かに超過致して居りました。戦前よりスマトラは食糧不足し、島外よりの輸入に依存してゐましたが、戦争中は船舶の不足と潜水艦による被害によりの輸入は非常に困難でありました。自給自足の立前より食糧の

大増産の實施中でありましたが未だ實績上らず、亦輸送力不足のため集荷も非常に困難でありました。従つて住民に對する配給も満足に行はれなかつたのですが、抑留所に對しては極力規定量を配給するべく有ゆる努力を致しました。萬一米が不足した場合は雜穀を補充しました。然し野菜は現地人は程んど作らず、華橋が僅に作つてゐました。従つて野菜栽培も大いに奨励しましたが、其の成績は餘り上りませんでした。

4 3  
一般抑留者は、當初現金、貴重品の所持も全て許されて居たのですが種々弊害が起つた爲め昭和十八年五月頃制限されました。抑留者の當番制に依る貢出し、指定商の立入り等も許可されてゐましたので、當初は抑留者の生活は非常に恵まれて居りましたが之も弊害が續出致しましたので次第に嚴重に戒りました。そして遂に禁止されました。文中を使用する事も同様であります。  
5 、衛生、歐人醫師を専屬とし、輕患者は抑留所内の醫務室に於て重患者は責任者の許可を得て病院に收容されました。當時醫療品は多量にありました。

6、抑留所内は全て自治に依らしめ、運動其の他保健に必要な處置は自己の工夫に於て實施させ、彼等に於て不可能な事は代表者をして申出させて居りました。運動具等の購入も許して居りました。

7、抑留所は全て歐式の建物で至極保健的でありました。抑留所内の生活は全て自治的であり、子女の教育は彼等自身の手で行はれました。

8、面會、通信等も距離其の他を考慮して極力便宜が與へられ、祭日等には家族の面會も許されました。

9、日本人の抑留所内への立入りは責任者の許可無しには行はれませんでした。

B

、軍政協力者  
當時軍政の方針として農園關係者、醫者等は自發的に農園の管理衛生業務等に協力させることになつておりましたので、數百名に上る歐人が抑留所外にあつて殆んど從來の生活と地位に近いものが與へられて居りました。そしてこれらの人々は現地人の略奪と生命の危険より完全に保護され、職務の遂行上の権限が與へられ

保證されて居りました。これらの人々の中で特殊の理由、例へば日本人との個人的な衝突、現住民との摩擦、亦は軍政目的を阻害し、阻害する懼れある者、阻害すると誤解されやすき行動の多き者等は所定の手續を経て、協力を停止され抑留所に抑留されました。其の他の後日戦局の急迫を告げる迄は其の生活を継続しました。特殊の者を除き全て嬉んで軍政に協力しました。其の成果に對しては軍政の幹部も一様に認め、高く賞讃し、且感謝して居りました。

「第二期」——昭和十九年四月頃より同年十月迄——

此の期間に於ては第二十五軍が直接抑留所を管理してゐました。それは印度洋方面の戦況が段々緊迫した為であります。抑留所の一ヶ所は奥地に移轉されました。抑留者の取扱は原則的には第一期と同様でありました。然し新たに任務に就いた佐田中佐以下少數の兵員軍屬は、土地の情況に不調と言語の不通、客觀状勢の紧迫等に依つて多少行届かない點もある様に思はれました。然し軍政部はこれに對する完全な協力を命ぜられてゐました。此の頃より全般的に經濟的困難の現象が現はれ、抑留

所の業務は次第に困難となつて來ました。業務擔當者は軍政部との連絡や、又特に食糧、其の他の物資の集荷に懸命の努力を致して居りました。其の努力は實に涙ぐましいものがありました。

した。

此の頃より戰局の切迫により歐人の協力者は次第に日本人又は現地人に依つて換へられて行きました。

### 「第三期」——昭和十九年十月頃より終戰迄

一

此の期間も管理系統は第二期と同じでした。

戰局の急迫に伴ひ、軍事上の目的より私の管理地區内のラントフラバット附近のシリングゴリンゴとアイルバミンケに北部スマトラの全抑留者約七千名を收容する收容所が急造されました。シリングゴリンゴは男子を收容し、アイルバミンケは婦女子を收容しました。前者は其の爲めに急造されたものであり、後者は從來農園に於いて使用してゐた建物であります。

兩所共、生活、建物、衛生状況が滿足すべき状態になかつた事は事實であります。婦女子の收容所は男子のそれに比し多少良好な状態

二、

であります。食糧其の他の物資は非常に缺乏して来て抑留者の生活が苦しくなつたことは氣の毒に思ひました。然しそれは戦況の結果であります。どうすることも出来ませんでした。

私は、田邊第二十五軍司令官の御巡視の際（昭和二十年六月末頃）久野村師團長との對談中收容所の改善が話題の中心になつて居るのを聞きました。又其の直後（昭和二十年七月月中旬頃）一谷萩第二十五軍參謀長の初度巡視の際、私も立會ひましたが、抑留所職員に対する訓示に於て、全般的且つ細部に亘つて取扱上の注意を與へられる訓示に於て、全般的且つ細部に亘つて取扱上の注意を與へられました。其の内容は實に人道と國際法に基づくものであります。職員の至らない點を一つ一つ指摘され強く叱責され、將來の取扱を明示されました。私は肝銘深く此の訓示を聞きました。私の知る限り抑留者の取扱に関する上からの命令はあく迄國際法と人道に準據したものであります。末端に於ける極少数者の不注意又は當時の特殊事情等に依つて命令が充分に實行されなかつた場合もあつたと思ひます。

然し第三期を除いてそれ以前は大体に於て満足すべき状態であつた

と信じます。

三、私は在任中歐洲人にはマツトとも云はれ、華橋よりは大人として信頼され、日本へ歸る時は英人検察官より特に「戰爭中の歐洲人取扱ひに對して各國民を代表して厚く感謝する」との送別の辭を送られました。私の抑留者はLenthermanとして亦現地人にはクラ居られる様ですが、これに就いては私は武藤師團長の御指導と、御教示に依る結果であることを申さねばなりません。以下私は武藤師團長と私との關係を述べます。

## 四、

武藤師團長と私の關係  
スマトラの軍政は第二十五軍軍政部に依つて行はれましたので現地の  
師團長は軍政に關係なく、各州長官に對し、軍政に關する命令權は持  
ちません。従つて武藤師團長は軍政及び抑留所とは無關係であり、  
又私は命令指揮の關係はありません。

武藤師團長のスマトラ着任は昭和十七年五月中旬と聞きました。  
轉出は昭和十九年十月上旬であります。従つて武藤師團長のスマト  
ラ在住は前述第一期、第二期間であります。北部スマトラは此の期  
間中は食糧（特に米）事情を除いては一般に平穏であり、第三國人抑  
留者に對する取扱ひは、軍政に協力させる方針であり、抑留者の生活  
もまだ恵まれてゐました。私は着任後間もなく昭和十七年八月十六  
日頃武藤師團長がアサハシ地方の初度巡視に來られて、タンヂヨンバ  
レー市内アサハシ分州長官舎に休憩された時初めて御會ひ致しました  
以下武藤師團長と御會ひ致しました都度對談致し指導を受けた事を私  
の記憶を辿り口述致します。

昭和十七年八月十六日——タンヂヨンバレー市内分州長官舎に於て一  
當時私は着任早々で、前任者山田陸軍中尉と事務引継中であります  
た。私は着任後自ら知り得たことと、前任者より教へられました

分州の状況に就て御話し申し上げ、今後分州長として軍政を實施する上に注意すべき點に就いて御指導をお心ひ申し上げました所武藤師團長は次のことを云はれました。

1、スマトラ占領直後軍人が軍政を擔任したが、君は文官として軍人の爲した前例に不拘、最善と信ずることを行はれ度い。

2、現地人の心を博なれば、治安の確保は出來ない。治安の安定のない所には如何なる理想も實現することは出來ない。

3、敵國人抑留者は同情すべきものであるから充分愛護の情を以て此の點を充分工夫注意する事が肝要である。

世話をしなければならない。抑留所は現地人や軍人中の不心得者などが間違を起さぬ様に位置を選び安全を圖らなければならぬ。

B

昭和十八年一月二十五日 ヘメダン師團長自室に於て

官舎に武藤師團長を訪問し、初度巡視の際の御注意に依り、當時タンデヨンバレー市中に散在して居る抑留所を一ヶ所に纏める事、生活、衛生、娛樂に適する處置及び抑留者並に現住民の爲め「オランダ人」醫師を抑留所外に居住せしめ、家族同居の上、衛生方面に活動させる計畫を申し上げました所大いに喜ばれ、早々實行する様に促

されました。私は食糧事情の悪化した今日、抑留者を徒食させるのは不經濟だと申しました所、「國際法上強制労動は禁示されてゐる故、全て自發的に働く様に指導せよ。食糧は極力規定量を支給する様努力せよ」と申されました。

又次の事も云はれました。

何處の國の子供も贅であるから收容所内の子供はたゞ遊ばせるだけでなく、自治的に勉強させよ。教科書は各家庭に持つてゐるだからそれを持めればよい。

又次の事も云はれました。

帝國軍隊は嚴肅な軍紀を保持せねばならぬ。然し近頃は種々雜多な軍隊がスマトラに來てるので其の中にはどんな人間があるかも知れぬ。萬一不心得者があつたら直ぐ知らしてくれ。又農園其他で働いてゐる中國者に對しては、全て紳士的取扱をするべき旨も注意されました。

私は是非亦師團長が分州を巡視される事をお願ひしました。

昭和十八年八月頃一武藤師團長がウキルヘルミナ瀑布を視察された際、分州長キサラーン宿舎において一私は武藤中將の巡視される事を非常に樂しみました。

師團長は私との對談において次の事を申されました。

- 1、軍政を行ふにはサルタンを表面に立てねばいけない。總て從來の行政方法に改變を行ふ事には慎重であらねばならぬ。
  - 2、人民に對しては、食糧一米が一番大切であるから、食糧増産に充分努力する事。統制の行き過ぎは反つて食糧の運轉を阻害し、生産意慾を抑厭する。
  - 3、華僑の經濟活動力を充分に活用する事。これがためには、華僑に安定感を與へねばならない。
  - 4、不良日本人を退去させる事。
- 私が日本の政治に關してお話し申し上げました所  
武藤師團長は「私は極右異は嫌だ。日本の思想はもつと普遍性を持つつものではなければならぬ」日本人はもつと勉強して世界を見なければならぬ」と云はれました。
- 昭和十九年九月頃、武藤師團長が御轉出直前の巡視の際、キサラング分州長宿舎において一  
キサラング分州長宿舎において御會ひ致しました時、種々御意見を開陳されました。其の中に八の言葉がありました。  
「今度日本政府は、インドネシアの獨立を約束したが、サルタン政

治に悠々としてゐる様では心細い限りだ。軍政關係者はよく指導する必要がある。」  
武藤師團長は前にも述べた様に、私に對し、指揮系統、業務系統から云つて、全然關係を持たれなかつたが、私は個人として武藤師團長の軍政施行上の御意見を機會ある毎に進んで御尋ねし、それを基礎として三年有餘に亘つて、軍政の末端を擔當し、效果を擧げ得た事に深甚の感謝を今尚ほ持ち續けて居ります。

署  
フ

宣  
誓  
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘ヒズ又何事ヲモ附加ヒザルコトヲ

署名捺印

古

思

三

郎

昭和二十二年（一九四七年）六月十二日於東京都目黒區上目黒五丁目二四二八  
原 宅

供述者 古 思 三 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。

同 日 於 同 處

立會人

原

清 治